

平成 28 年 9 月 9 日

株式会社静岡銀行

しずぎんカードローンミープラス（静銀セゾンカード保証）の規定変更について

しずぎんカードローンミープラス（静銀セゾンカード保証）の規定を下記のとおり変更しました。

記

1. 変更内容

項目	変更前	変更後
第6条(取引期限) 第3項	借主が本債務を完済した日(本取引開始後利用のない場合は口座開設日)より5年以上新たな借り入れをしなかったときは、銀行からの通知により、本取引は終了するものとします。ただし、借主より本取引継続の申し出があり、銀行がこれを認めた場合にはこの限りではありません。	<b>本項全文抹消</b>
第14条(解約) 第2項	<b>第6条第3項</b> 、第11条第1項各号、同条第2項各号および第12条第1項各号または同条第2項各号の事由があるときは、銀行は本取引を解約できるものとします。	第11条第1項各号、同条第2項各号および第12条第1項各号または同条第2項各号の事由があるときは、銀行は本取引を解約できるものとします。

以 上